

長期給付事業

組合員の老齢(退職)・障害・死亡に対し年金の支給を行います。

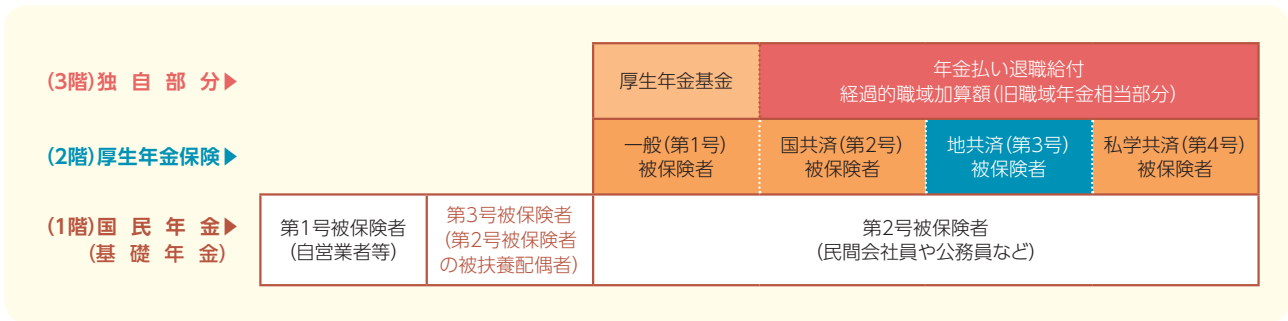
●公的年金制度について

公的年金制度は、「国民年金」と「厚生年金保険」により構成されています。

「国民年金」は全国民に共通の制度で、1階部分に当たる基礎年金を支給します。国民年金の被保険者(加入者)は職種等によって、第1号被保険者から第3号被保険者までに分かります。

「厚生年金保険」は、被用者(国民年金の第2号被保険者に該当する方)のための制度で、2階部分として報酬に比例した年金を支給します。厚生年金の被保険者(加入者)は、「一般・国共済・地共済・私学共済」に区分され、実施機関も異なります。年金決定時には、区分ごとにそれぞれの期間について厚生年金を決定します。

なお、共済年金独自の3階部分である「職域年金相当部分」は、平成27年10月以降の組合員期間については廃止され、新たに「退職等年金給付(年金払い退職給付)」制度が設けられました。ただし、平成27年9月までの組合員期間については、経過措置として、その期間に応じた職域年金相当部分の年金(経過職域加算額)が支給されます。



●長期給付の種類

共済組合が支給する年金	厚生年金保険給付	老齢厚生年金	組合員期間等が25年※以上ある者に65歳から支給されます。組合員期間等については経過措置があるほか、支給開始年齢も生年月日に応じて、60歳~64歳からとなっています(在職中は、報酬等に応じて一部又は全部が支給停止となります)。 ※平成29年8月1日から10年以上に短縮されました。
		障害厚生年金	在職中の病気やケガにより、一定以上の障害の状態にあると認定されたとき支給されます。
		障害手当金	障害厚生年金が決定されるほどではないが、在職中の病気やケガにより、一定程度の障害の状態にあると認定されたとき支給されます(他の年金の受給権がある者を除きます。)
		遺族厚生年金	組合員が在職中に死亡したとき、老齢厚生(退職共済)年金や障害厚生(共済)年金(障害等級1、2級に限り)の受給者が死亡したとき等に、遺族に支給されます。
	年金払い退職給付	退職年金	平成27年10月以降、1年以上の引き続き組合員期間がある者に、退職時まで積立した給付算定基礎額にもとづき、給付の半分は終身年金、半分は有期年金として、65歳から支給されます。有期年金の支給期間は20年又は10年のいずれかの選択となります(一時金として受給することも可能です。)
		公務障害年金	公務による傷病(通勤災害を除く)により障害の状態になった方に、障害の状態である間支給されます。
		公務遺族年金	公務による傷病(通勤災害を除く)により死亡された場合に、遺族に支給されます。



- 毎年誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、加入記録や年金見込額情報をお知らせしています。35歳・45歳・59歳の方は封書、それ以外の方は、はがきでの通知です。
- 毎年7月に「年金払い退職給付」の給付算定基礎額や加入期間等をお知らせしています。
- インターネットの「地共済年金情報Webサイト」では、ご自身の年金情報が確認できます。(公務員厚生年金期間のみ)
ご利用の際は、登録をし、ユーザーIDを取得してください。
詳細は、公立学校共済組合本部ホームページをご覧ください。

公立学校共済組合本部ホームページ▶ <https://www.kouritu.go.jp/>